

(原文縦書き)

○中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例29号）

公布 平成13年10月18日条例第29号
改正 平成14年3月28日条例第1号
平成17年6月17日条例第20号
平成28年3月31日条例第1号

中央区情報公開条例

中央区公文書の公開に関する条例（昭和62年12月中央区条例第38号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 区政情報の開示及び区政情報の任意的な開示
 - 第1節 通則（第5条）
 - 第2節 区政情報の開示（第6条—第16条）
 - 第3節 審査請求（第16条の2—第19条）
- 第3章 情報公開の総合的な推進（第20条—第23条）
- 第4章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、情報公開の推進に大きな役割を果たしてきた知る権利の理念を尊重し、区政情報の開示を請求する区民の権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、中央区（以下「区」という。）が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、その信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「区政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 図書館その他の区の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書等

三 図書館その他の区の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(平成14年条例1・一部改正)

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、区政情報の開示を請求する区民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより区政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的ののっとり、適正な請求に努めるとともに、区政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 区政情報の開示及び区政情報の任意的な開示

第1節 通則

(他の制度との調整)

第5条 この章の規定は、法律、他の条例等（中央区個人情報の保護に関する条例（平成9年9月中央区条例第28号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる区政情報については、適用しない。

第2節 区政情報の開示

(開示請求権)

第6条 何人も、実施機関に対して区政情報の開示を請求することができる。

(平成14条例1・一部改正)

(区政情報の開示の請求方法)

第7条 前条の規定により区政情報の開示を請求しようとするものは、当該区政情報を保有している実施機関に対して、当該実施機関の定めるところにより請求しなければならない。

(平成14条例1・一部改正)

(区政情報の開示義務)

第8条 実施機関は、区政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該区政情報を開示しなければならない。

一 法律、条例等の規定により公にすることができないとされる情報

二 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準において公にすることができないとされる情報であって、当該法定受託事務に係る法令の規定の趣旨に照らして、なお、公にすることができないと認められるもの

三 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる

こととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法律、条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

四 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命又は健康を害することが明らかな法人等又は個人の事業活動に関する情報

ロ 環境の保全又は安定した消費生活を害することが明らかな法人等又は個人の違法又は不当な事業活動に関する情報

ハ イ及びロに掲げるもののほか、公にすることが公共の利益を保護するため必要と認められる情報

五 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護及び犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

六 区の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、公正又は適切な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

七 区の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務事業に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（平成17条例20・一部改正）

(区政情報の一部開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る区政情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る区政情報に前条第三号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(区政情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該区政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、その旨を中央区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る区政情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る区政情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(平成14条例1・一部改正)

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、当該開示請求に形式上の不備があり、開示請求者に対し、その補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合

には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの区政情報について開示決定等をする期限
(時限的非開示の場合の取扱い)

第13条 実施機関は、第11条第1項又は第2項の規定により開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をした場合において、当該決定の日からおおむね一年以内に当該区政情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(平成14条例1・一部改正)

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、開示請求に係る区政情報に区及び開示請求者以外のものに関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る区及び開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている区政情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第8条第3号ロ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(平成17条例20・一部改正)

(区政情報の開示の方法)

第15条 区政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、マイクロフィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種類、情報化の進展状況等を勘案して区規則で定める方法により行う。

- 2 前項の閲覧又は視聴の方法による区政情報の開示にあつては、実施機関は、当該区政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該区政情報の写しによりこれを行うことができる。

(開示手数料)

第16条 区政情報の開示については、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3節 審査請求

(平成28条例1・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等、第10条第1項の規定による開示請求の拒否の決定(以下「開示請求拒否決定」という。)又は開示請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平成28条例1・追加)

(審査会への諮問)

第17条 実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員は、開示決定等、開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中央区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問をして、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 開示決定等(開示請求に係る区政情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

三 開示請求に係る不作為についての審査請求に対し、行政不服審査法第49条第3項前段の規定による宣言をし、及び同項各号に定める措置を採るとき。

2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 実施機関のうち、議会は、開示決定等、開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。

(平成14条例1・平成28条例1・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。)

二 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人

又は参加人である場合を除く。)

(平成28条例1・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平成28条例1・一部改正)

第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する区の責務)

第20条 区は、前章に定める区政情報の開示のほか、情報の公表及び情報提供施策の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(平成14条例1・一部改正)

(情報公開の総合的な推進のための体制整備等)

第21条 実施機関は、情報収集機能及び情報提供機能の強化を図る等、情報公開を総合的かつ効果的に推進するための情報管理体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、区政情報の開示に関する事務の公正かつ迅速な運営に資するため、開示の対象となる区政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(平成14条例1・平成28条例1・一部改正)

(情報公表制度)

第22条 実施機関は、この条例の目的にのっとり、区の施策に関する基本的な計画その他の別に定める区政情報で、当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該区政情報が非開示情報に該当するときは、この限りでない。

(平成14条例1・追加)

(区が出資等をする法人等の情報公開)

第23条 区が出資その他財政支出等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)及び指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の規定により区が設置する公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報(指定管理者にあつては、公の施設の管理に伴って指定管理者が作成し、又は取得した情報に限る。)の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等及び指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。
- 3 第1項に規定する措置に基づき、出資法人等又は指定管理者が行った開示等の判断に対し、異議の申出があった場合は、出資法人等又は指定管理者は、必要に応じて審査会の意見を求めることができる。

(平成17条例20・一部改正)

第4章 雑則

(実施状況の公表)

第24条 区長は、毎年一回、各実施機関の区政情報の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びマイクロフィルム並びにビデオテープ及び録音テープ（以下「ビデオテープ等」という。）については、改正前の中央区公文書の公開に関する条例第2条第2号に規定する公文書に該当するものに限り、この条例を適用する。

(平成14条例1・一部改正)

3 実施機関のうち、議会が保有する区政情報については、平成14年7月1日以後に議会の職員が職務上作成し、又は取得したものから、この条例を適用する。

(平成14条例1・全改)

(中央区議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

4 中央区議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月中央区条例第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(中央区個人情報の保護に関する条例の一部改正)

5 中央区個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(中央区公文書公開・個人情報保護審議会及び中央区公文書公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正)

6 中央区公文書公開・個人情報保護審議会及び中央区公文書公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成14年3月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(中央区議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

2 中央区議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月中央区条例第1号）の一部を次のように

改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年6月17日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正）

2 中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成9年9月中央区条例第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月31日条例第1号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員がした中央区情報公開条例第12条第1項本文に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）についての不服申立てであって、この条例の施行の日前になされた開示決定等に係るものについては、なお、従前の例による。

別表（第16条関係）

（平成14条例1・一部改正）

開示の方法	区政情報の種類	金額	徴収時期
閲覧の場合	文書、図画、写真及びビデオテープ等を除く電磁的記録を用紙に出力したもの	1件名（簿冊にあっては1冊）につき 300円	閲覧のとき。
視聴の場合	マイクロフィルム及びビデオテープ等を除く電磁的記録を表示装置に出力したもの	1件名につき 300円	視聴のとき。
	ビデオテープ等	1巻1回につき 500円	
写しの交付の場合	文書、図画、写真、マイクロフィルム及びビデオテープ等を除く電磁的記録	1件名（簿冊にあっては1冊）につき300円に用紙1枚につき10円（電磁的記録に係る記録媒体による写しの交付にあっては、記録媒体1枚につき100円の範囲内において区規則で定める額とする。）を加えて得た金額	写しの交付のとき。

備考

- 1 1件名とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをいう。第9条第1項の規定により区政情報の一部を開示する場合においても、同様とする。
- 2 閲覧（マイクロフィルム及びビデオテープ等を除く電磁的記録を表示装置に出力したものの視聴を含む。以下この号において同じ。）に引き続いて、当該閲覧に係る区政情報の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
- 3 用紙による写しの交付の場合における用紙の規格、枚数換算の方法等については、区長が定める。